

( 添付 )

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、平成17年9月の内閣府告示による指定地方行政機関の変更等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成18年8月8日

3. 修正の要旨

- (1) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について、内閣府告示による指定地方行政機関の変更を踏まえ、指定地方行政機関の定義の変更を行った。
- (2) 柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について、新潟県柏崎市の組織改編を踏まえ、通報経路等の変更を行った。
- (3) その他の変更を行った。

以 上